

「速見郡南石垣村庄屋覚書」を読む

吉 良 直 子

はじめに

数年前、私は親戚（母の実家）にあつた標題の古文書を預かる。母の実家は南石垣（現在の住所名は石垣西）にあり、今は母の甥（私の従兄弟）の家族が住んでいる。

明治の初め頃、母の父（私の祖父）の祖父は南石垣村の元庄屋の家を貰い、そこに移り住んだとのこと。だから、私の祖父は子どもの頃から元庄屋の家に住んでおり、大きな家で切支丹を摘発するための「絵踏間」があつたと、母達に語っていたそうだ。その家は、しばらくして火災にあつたとのこと。その時、絵踏間なども焼けてしまい、新しい家を建てたそうである。しかし、襖や障子などは残つていて、新しい家でも使つていたのだろうか。

その後、区画整理があり、今の「石垣中央通り」ができるようになつた。そのため、昭和四八年頃家を動かさねばならなくなり、その家をそのまま引っ張つていき、移動させ改築

した。その頃、近くに住んでいた郷土史家の藤内喜六氏が祖父の家に来て、襖に貼つていた古文書をはがして持つていったといふことは私も聞いたことがある。現在、その家を継いでいる私の従兄弟が古文書を持って来て「こんなのが家にあつた。藤内先生が持つて來たと聞いている。」と言つて見せてくれた。

この「襖の下張り文書」は、全部で六三枚（点）あり、どれにも「覚」と書いてある。襖に貼つてあつた文書を藤内先生は丁寧にはがして、別の西洋紙に丁寧に貼つてくれていた。これをこのままにしておくわけにはいかない、藤内先生のご労作に報わなければと思つた。私には書かれている文字も読めず、年代もわからず、文書の意味することもわからない。しかし、なんとか私なりに読み取り、その時代の様子をわずかでも垣間見ることができたらと願つてゐる。

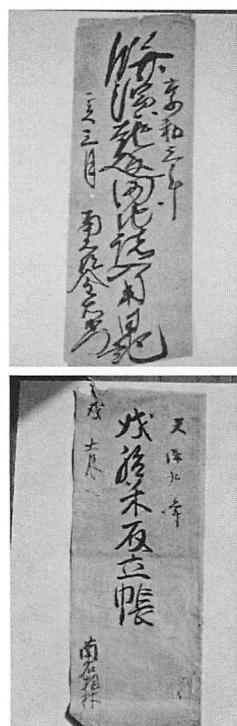
「覚書」とは何だろうか。現在の私達でも、覚えていなければならないことを「メモ」として書く。そのメモをあとで読み返すとその時々の家や職場の様子や人と人との交流の様子がわかる。そのように考えると、この「覚書」から、その当時の庄屋がどのような仕事をしてゐたのか、他の村とどの

ような往来をしていたのか、庄屋と役所や代官所とのかかわりはどのようになつていていたのか等、何か読み取れるかもしない。「覚書」を一つ一つ読んで、私なりにその時代のストーリーを描いていきたいと考えた。

一、この「覚書」は、いつごろ書かれたのか。

まず、この「覚書」の書かれた年代を特定しなければならない。覚書には、寅・卯・辰・巳・午・未・申・酉・戌等の干支で年代を書いているので、江戸時代のいつごろのもののかわからない。それで、従兄弟にそのことを言うと、「中味は無いが、表紙のようなものが何枚があり、それに年代を書いてある」との連絡があつた。ぼろぼろになつた「綴じ帳」の表紙らしき紙に「享和三年 餅濱起返田地諸入用日記」、「文化四年 賴母志式番座掛銭請取帳」、「天保九年 戻給米取立帳」などと書かれている。表紙に綴じ帳の名前だけでなく年代が書かれているものが九枚あつたので、これらの表紙の年代から、「覚書」の書かれた年代を推測することにした。

「綴じ帳」の表紙に書かれていた年代



「年代の書かれていた綴じ帳の表紙」

各村は、どのような様子だったのか、「南石垣庄村屋覚書」から読み取つてみたい。天領の統治はどのように行われていたのか、見えてくるかもしれない。普通なら捨ててしまつような綴じ帳の表紙を保管してくれていた藤内喜六先生に重ねて感謝したい。

右記の年代から、江戸時代末期の一七九三年から一八四年までの頃の南石垣村の庄屋さんの「覚書」と考えて読んでいこうと思う。江戸時代末期、天領（御料）であつた別府の

享和三年（一八〇三年）	文化四年（一八〇七年）
文化一二年（一八一五年）	文政三年（一八二〇年）
天保七年（一八三六年）	天保九年（一八三八年）
弘化已年（一八四五年）	

二、「覚書」(六三点)を読んで気づいたことや思ったこと

筋代である立石村の庄屋から人足が南石垣村に届けたのである。

①廻状や書状の最初に「人足〇人」と書いているものが多い。

「覚書」六三点の内四一点の最初には「一 人足壱人」というように、人足の数を記入している。これは、この廻状を配つてまわる人や廻状の内容に関わる人のことであろう。役所からの連絡は人足により村々の庄屋に廻されたようだ。どんな人が人足になつたのだろうか。労賃は払つたのだろうか。

②南石垣村宛に届いた廻状や書状には、「立石村」からのものが多いた。

「覚書」六三点の内三一点は、立石村から届いている。立石村の庄屋には南石垣村とはちがつた役割があつたのだろうか。入江秀利先生の「天領横灘ものがたり」によると、「役所は触書の伝達や情報の収集を徹底するために各筋に筋代庄屋を置いた」と書かれている。また、文政五年の速見郡南組の筋代は濱脇村と立石村の庄屋であつたとも書かれている。

速見郡南組筋代 濱脇村庄屋 八郎右衛門
同断 立石村庄屋 作兵衛

「天領横灘ものがたり」によると、横灘筋の各村は左記のように、北組と南組に分かれており、南石垣村は南組に属していた。

横灘筋「北組」 小浦・小坂・古市・内籠門・亀川・

平田・野田・北鉄輪・南鉄輪・北石

垣・中石垣

「南組」 南石垣・別府・朝見・濱脇・田野口・

立石

③廻状や書状の発信元について

廻状や書状の発信元を六三点の下張り文書で調べてみた。

「濱脇ら」 一点 「別府ら」 三点

「高松寄會所ら」 三点 「御役所ら」 三点

「御代官様ら」 四点 「田野口ら」 六点

「朝見ら」 二点 「年番本ら」 一点

「小坂之藏元大塚仲右衛門様ら」 一点

発信元を数えてみると、右記のように「濱脇ら」の廻状が一番多い。濱脇は、横灘筋の南組筋代でもあるし、「津

端方御用二付濱脇ら」とあるように横灘の年貢米は、濱脇の浜蔵に集められ船積みされ、大坂や江戸へ送られていた。そのため、濱脇村は「人馬仕出之儀」や「津端方御用」についてのさまざまな連絡があり、各村の庄屋に廻状を届けたのではないだろうか。御役所は日田代官所であり、御代官様は、高松代官所の役人であろう。代官所の近くには高松寄會所があり、役所からの「触書」等の通達は、寄會所詰庄屋から筋代庄屋に届け、横灘の各村の庄屋に廻されたのであろうか。田野口村は年貢米に関する仕事を担当し、そのための諸連絡の廻状が各村に届けられたらしい。

④廻状や書状の内容について

- 「覚書」には「濱脇ら廻状壹通慥ニ受取申候」とだけ書き、廻状の内容を書いてないものもあるが、「津端方御用二付」のように用件が少しわかるものもある。廻状や書状は、どのような内容だったのだろうか。
- 「式郡割之儀ニ付」
 - 幕府領である速見郡（三六か村）大分郡（一一か村）式郡の年貢や諸経費の割付のことだろう。
 - 「人馬仕出之儀ニ付」
 - 「津端出役願書一件ニ付」
 - 津端（港）で年貢米に関わる仕事をする人を募集したものである。
 - 「津端方御用ニ付」
 - 津端での仕事内容に関するものである。
 - 「御米精勘定之義ニ付」
 - 年貢米の石高をくわしく示したものらしい。
 - 「旱損之儀に付」
 - 年貢米の旱害（日照りによる被害）の調査にかかる伝達である。
 - 「立會之儀ニ付」
 - 年貢米を納める時は村の代表の庄屋が立ち会うのが通常であった。
 - 「御米方之儀ニ付」
 - 年貢米に関する仕事を担当する者からの諸連絡である。

日田代官所の役人が通行する時の諸連絡や注意事項である。

三、「覚書」を読む ～五点の覚書から～

①覚書I（写真・四九ページ上）

銀で納める年貢の割当に関するものである。

○「御年貢銀割賦之儀ニ付」

その年の米穀の値段を決めていたことによる。

○「石代御直段付」

江戸や長崎に送るお米のことである。

○「御城米」

江戸や長崎に送るお米のことである。

○「御触書」

代官所よりの「御触書」はどのような内容だったのだろう。村民全員に知らせるために、村の中心部などに掲示するのが通常であった。

○「御浦触」

海の近くの村には、海難・水難等の災害への注意や連絡のためのきまりがあつた。

○「納御銀触」

年貢米の他に銀を納めることもあつた。

○「宗門御改」

江戸時代はキリスト教が禁止され、キリスト教徒を摘発するための制度として宗門改め制度が厳しく施行された。横灘の各村でも、「踏み絵」をして調べた。

此度亀川万右衛門惣代ニ 日田江罷出被成候処 御定免相叶罷帰候 由之廻状年番本より 被出候廻状慥請取 申候以上	八月廿九日 別府村 南石垣嘉平治殿 助之丞
---	-----------------------------

横灘の庄屋達は話し合つて、年貢の税率を「検見法」ではなく、「定免」にすることを決めたのだろう。代表が日田代官所に申し出て、願いを叶えることができたという連絡である。農民にとつては、年貢を定率上納する定免制は不作の時は不利であるが、豊作の時は手元に余りが残るという魅力がある。それに、検見（作柄検査）のために役人

が入村することは煩わしく、無駄な経費や手間を要するので、定免への移行（継続・更新）を希望したと考える。定免が許可されたことを別府村の助之丞からの連絡で知り、

各村の庄屋達は願いがかなえられ、安心したことであろう。

②覚書Ⅱ

覺
一人足壱人
右者人馬仕出之儀ニ付
濱脇より廻状壹通并
帳面共ニ慥ニ受取申候以上
午九月三日 立石村
南石垣村

「人馬を調達することについての濱脇よりの廻状一通と人馬の調達について書かれた帳面を確かに受け取つた」と立石村から南石垣村への連絡である。

③覚書Ⅲ（写真・四九ページ下）

覺
一人足壱人
右者當午津端出役願書
一件ニ付濱脇より廻状壹通
慥ニ受取申候以上
午九月廿日 立石村
南石垣村

「午の年に津端で働きたい者の願書一件についての濱脇よりの廻状一通を確かに受け取つた」と立石村から南石垣村へ連絡している。

年貢を納めるためには、米を積んだり運んだり蔵に納めたりする多くの仕事があり、人や馬が必要である。その労務は各村の農民に割り当てられた。人馬の調達については、たびたび廻状で通達している。この覚書は「午九月三日」の分であるが「午七月四日」「午十月七日」「未三月朔日」「未九月一日」にも同じような覚書がある。いずれも、「人

馬仕出之儀ニ付濱脇より廻状壹通帳面共慥受取」と書かれている。

天領では、各村から集まつた年貢米を江戸の御蔵に納めねばならない。濱脇の浜蔵に集荷された年貢米を船まで運び、積み込む作業がある。また、船に乗つて江戸まで行き、積みおろしの作業もある。この「津端方御用」も農民の手で行われたのであろう。特に庄屋の代表は責任者としての役割が課せられていたようだ。「津端方御用」についての覚書は「午十月廿五日」「午十一月廿七日」にもある。いずれも、「津端方御用ニ付濱脇より廻状壹封慥受取」と書か

れている。

④覚書IV

一 人足三人 田野口合	立石迄
右者當秋毛御見分	御役人中様御荷物持
送慥見届申候	未九月五日 立石
南石垣	

「人足三人が、田野口
村より立石村まで今年の
秋毛（おくての稻）の作
柄を見てまわる御役人達
の荷物を持ったり運んだ
りするのを確かに見届け
た」と立石村から南石垣
村へ連絡している。

役人達は年貢を取り立てるために、秋の収穫の前に米の
できばえを「見分（検分）」したのである。年貢の税率は
この「見分」によつて決まる事になる。税率が「定免」
の場合は検見はしなくてもよいのであるが、風水害や旱害
等で米が不作の年は、各村では「破免検見」を願い出ること
があった。「未七月十三日」の覚書に「旱損之儀ニ付御
届書壹通并御藏所諸入用共ニ慥ニ受取」と書かれている。
未のこの年は日照りが続き不作であったのだろうか。その

ことを届け出たので「未九月五日」の検見が実施されたの
かもしれない。役人達が各村に入り、作柄の検見をしてい
る。人足三人は、役人達の荷物を持つて運んだり、稻の「坪
刈り」等検見に必要な作業をしたのではないだろうか。「申
閏八月廿一日」の覚書にも「秋作御見分御役人様人足見届」
と書かれている。この時の人足は、四人であった。

⑤覚書V

一 人足二五人	立石迄
右者宗門御改御役	未三月廿七日 立石
人中様御見届申候以上	南石垣村

「人足二五人が宗門改
めの役人達の荷物を運ん
だり準備をしたりするの
を見届け、確認した」と
立石村から南石垣村へ連
絡している。

江戸時代末期のこの時期も、キリスト教を禁止するため
に宗門改めの制度に力を入れていたことがうかがえる。明
治二四年生まれ私の祖父が私の母に「昔、この家に絵踏
の間があつて、そこでキリストの絵を踏んでいたそうだ」
と言つていたとのこと。宗門改めの日は、役人や二五人も

の人足達が、横灘の村々をまわっていたのだろう。

四、おわりに

祈祷」など、農民のくらしについても知りたい。これからも、江戸時代に関する他の資料（書籍）を参考にしながら、「下張り文書」を読んでいきたいと思う。

参考文献

『天領横灘ものがたり～別府の江戸時代～』

著者　入江秀利

『別府市誌』一九八五年発行

第三編 第四章「幕府領と藩領」

執筆者　安部 嶽

執筆者　入江秀利

藤内喜六

『別府市誌』一〇〇三年発行

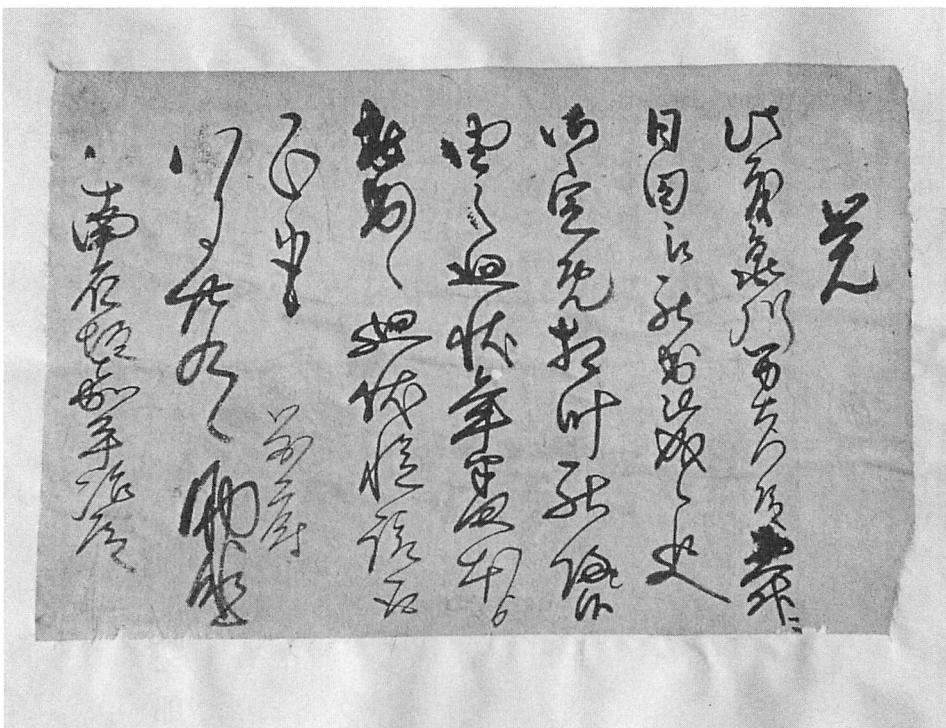
第二編 第四章「近世」　執筆者　後藤重巳

六三点の「速見郡南石垣村庄屋覚書」の内五点のみを読んだが、江戸時代末期の頃の別府の各村の様子を垣間見ることができた。天領（御料）であった横灘の村々は、年貢米を納めるだけでなく、江戸に送るために「人馬仕出」や「津端方御用」の仕事を課せられた。代官所の役人達が村内の米の作柄を「見分」する時は、道案内や荷物の運搬などの使役の負担もあつた。また、キリスト教を禁止するために「宗門改」は徹底的に行われていた。

このように、天領の統治には厳しさもあるが、庄屋達の協力がなければ統治できなかつたのではないかと思うことが多い。役所の通達は「筋代」の庄屋を通して廻状が各村に届けられるし、各庄屋は「寄會所詰庄屋」「津端方」「御米方」等の役割を分担していた。村の枠を超えて、協力し合つて統治にかかわっていたことがうかがえる。「覚書I」の定免許可願いの動きに、庄屋達の自信と連帯感を感じる。

今回は、「覚書」六三点の内のほんの一部を読んだに過ぎない。まだ、「納銀」に関することや「頼母子」「出雲大社御

「覺書」



「覺書Ⅲ」

